

## UCS QUICPay 会員規約

### 第1条 (目的)

本規約は、「UCS QUICPay」と称する IC チップを用いた非接触クレジットサービス（以下「本決済サービス」という）の内容、利用方法、並びに第2条で定める UCS QUICPay 会員と株式会社 UCS（以下「当社」という）との間の契約関係について定めるものです。

### 第2条 (UCS QUICPay 会員)

当社が発行するクレジットカードのうち当社が指定するクレジットカード（以下「原カード」という）の会員（以下「会員」という）で、本規約を承認の上、当社所定の方法で本決済サービスの利用を申込み、当社がこれを認めた方を UCS QUICPay 会員とします。

### 第3条 (本カードの発行及び貸与)

当社は、UCS QUICPay 会員に対し、UCS QUICPay 会員名、QUICPayID および有効期限等（以下「本カード情報」という）が表示されたカード（以下「本カード」という）を発行し、貸与します。

- UCS QUICPay 会員は、当社から貸与された本カードおよび本カード情報を、善良なる管理者の注意義務をもって使用・管理するものとし、UCS QUICPay 会員本人以外の第三者に使用させてはなりません。
- 本カードの所有権は当社にあり、UCS QUICPay 会員は、本カードの譲渡、貸与、預託もしくは担保提供等一切の処分または本カードの占有移転を行わないものとします。
- UCS QUICPay 会員は、本カードに搭載された IC につき、偽造、変造、もしくは複製または分解もしくは解析を行ってはなりません。
- UCS QUICPay 会員が前三項に違反したことにより、第三者が本カードまたは本カード情報を使用して本決済サービスを利用した場合、当該第三者による利用を UCS QUICPay 会員本人による利用とみなします。

### 第4条 (有効期限、更新)

本カードの有効期限は、当社が指定するものとし、本カード上に表示された年月の末日までとします。

- 当社は、本カードの有効期限までに退会の申し出がなくかつ会員資格を喪失していない UCS QUICPay 会員のうち、当社が引き続き UCS QUICPay 会員として承認する場合には、有効期限を更新した新たなカードを発行します。

## 第5条 (本カードの再発行)

当社は、本カードの紛失、盗難、破損、汚損等の理由により UCS QUICPay 会員が希望し、当社が審査のうえ適当と認めた場合、本カードを再発行します。

## 第6条 (本カード利用方法)

UCS QUICPay 会員は、本決済サービスの利用が可能な加盟店（以下「QUICPay 加盟店」という）において本カードを提示し、本決済サービスを利用するために QUICPay 加盟店に設置された専用端末（以下「QUICPay 専用端末」という）に本カードをかざす等当社所定の操作を行うことにより、QUICPay 加盟店から商品・権利を購入し、役務の提供等を受けること（以下「本カード利用」という）ができます。この際、本決済サービスの利用のお申込み時において UCS QUICPay 会員が指定した原カード（以下「指定カード」という）を提示しまたは署名をする必要はありません。

2. 前項にかかわらず、QUICPay 加盟店は、本カード利用状況に応じて、当社に対し、第7条第1項に定める本カード利用が可能な金額を照会し、また、UCS QUICPay 会員本人による利用であることを確認する場合があります。なお、この利用可能な金額の照会には、通信回線の利用状況等により、多少時間がかかる場合もあります。
3. UCS QUICPay 会員は、第11条に定めるほか、以下の各号に定める場合、本カードを利用することができないことがあります。
  - (1) 本カードの物理的な破損・汚損等により、QUICPay 専用端末において本カードの取扱が出来ない場合。
  - (2) 指定カードにつき、紛失・盗難またはその他会員規約に定める理由により、利用が一時停止されている場合。
  - (3) その他、当社が、UCS QUICPay 会員の本カード利用状況等により UCS QUICPay 会員の本カード利用を適当でないと判断した場合。

## 第7条 (本カード利用が可能な金額)

UCS QUICPay 会員は、指定カードについて定められたカード利用可能枠からカード利用残高を差し引いた金額の範囲内で、本カードを利用することができます。

2. 前項にかかわらず、UCS QUICPay 会員による本カード利用は、1回あたり金 20,000 円を上限とします。

## 第8条 (本カード利用代金の支払区分および支払い方法)

本カード利用代金の支払区分は、「1回払い」に限られます。ただし、指定カードについて別途支払区分が定められている場合は、当該支払区分に従います。

2. 本カード利用の代金の支払いに関しては、指定カードの利用代金として、その他の指定カードの利用代金等と合算して支払うものとします。

#### **第9条 (退会および会員資格の喪失)**

UCS QUICPay 会員が、退会する場合は、当社所定の方法により当社にその旨を届け出るものとします。

2. UCS QUICPay 会員が、以下の各号のいずれかに該当した場合は、通知または催告なく UCS QUICPay 会員としての会員資格の取消しをさせていただくことがあります。
  - (1)指定カードの会員資格を失った場合。
  - (2)UCS QUICPay 会員が、法令に違反もしくは公序良俗に反し、または本規約に違反した場合。
  - (3)UCS QUICPay 会員による本決済サービスの利用が適当でないと当社が判断した場合。
  - (4)本カードの最終利用日より当社が定める一定期間本決済サービスの利用が無い場合。

#### **第10条 (本カードの紛失・盗難)**

本カードの紛失、盗難等により、本カードが第三者に使用された場合には、UCS カード盗難保障制度規約が準用されます。

#### **第11条 (本サービスの一時停止、中止)**

当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、UCS QUICPay 会員に対する事前の通知なく、本決済サービスの提供を一時停止または中止することがあります。

- (1)本決済サービスの提供のための装置およびシステムにかかる保守点検、更新を定期的または緊急に行う場合。
- (2)火災、天災、停電その他の不可抗力により、本決済サービスの提供を継続することが困難である場合。
- (3)その他、当社が本決済サービスの提供の一時停止または中止が必要と判断した場合。
  2. 当社は、前項に定めるほか、技術上または営業上の判断等により、UCS QUICPay 会員に対し事前に通知することにより、本決済サービスの提供を一時停止または中止することができません。
  3. 前二項に定める本決済サービスの提供の一時停止または中止により UCS QUICPay 会員または第三者に何らかの損害、不利益が生じた場合であっても、当社は一切責任を負いません。

#### **第12条 (適用関係)**

本規約に定めのない事項については、指定カードの会員規約を準用するものとします。

#### **第13条 (規定の改定)**

当社は、本規定が改定され、当社がその内容を書面その他の方法により通知した後に UCS QUICPay 会員が本カードを利用した場合、内容をご承認いただいたものとみなします。

## QUICPay モバイル特約

### 第1条 (目的等)

1. 本特約は、UCS が別途指定する本決済サービスに対応する機能を備えた携帯電話（以下「指定携帯電話」という。）を使用する方法による本決済サービスの利用方法等を定めるものです。
2. 本特約は、第2条に定める QUICPay モバイル会員の本決済サービス利用について第2条に定める QUICPay モバイル会員および会員に適用されます。
3. 本特約におけるそれぞれの用語の意味は、本特約において特に定めるほか、UCS 所定の会員規約（以下「会員規約」という。）および UCS QUICPay 会員規約（以下「本規約」という。）におけるのと同様の意味を有します。

### 第2条 (QUICPay モバイル会員)

「QUICPay モバイル会員」とは、本規約に定める QUICPay 会員のうち、本特約を承知の上、指定携帯電話を使用する方法による本決済サービスの利用を申込み、UCS がこれを承認した方をいいます。

### 第3条 (モバイル ID・パスワードの発行)

1. 会員および QUICPay モバイル会員となろうとする者（以下「QUICPay モバイル入会申込者」という。）は、本規約に定める本入会申込みの際、『QUICPay 入会申込書』において、指定携帯電話による本決済サービスの利用を希望する旨明記して、本決済サービスの利用を申込みするものとします。
2. 当社は、QUICPay モバイル入会申込者のうち、審査のうえ承認した方に対し、QUICPay モバイル会員ごとに定められた ID（以下「モバイル ID」という。）およびパスワード（以下「パスワード」という。）を発行し、会員の届出住所宛に通知します。なお、モバイル ID およびパスワードは、当社が通知する所定の期間（以下「会員情報登録期間」という。）内に第5条に定める会員情報登録がなされない場合または一度でも同会員情報登録に利用された場合には無効となります。
3. 会員および QUICPay モバイル会員と UCS との本特約に基づく指定携帯電話を使用する方法による本決済サービスの利用に関する契約は、UCS が前項に定める承認をしたときに成立します。
4. QUICPay モバイル会員に通知された当該モバイル ID およびパスワードは、当該通知を受けた QUICPay モバイル会員本人以外、使用できません。QUICPay モバイル会員は、自己に通知されたモバイル ID およびパスワードを、善良なる管理者の注意義務をもって使用・管理するものとし、第三者に使用させてはなりません。
5. QUICPay モバイル会員は、第5条に定める会員情報登録を行う以前に、自己に通知されたモバイル ID およびパスワードを紛失した場合には、ただちに、UCS 所定の方法によりその旨届け出るものとします。

6. QUICPay モバイル会員が、前二項に違反したことにより、第三者がモバイル ID およびパスワードを使用して本決済サービスを利用した場合、UCS は、当該第三者による利用を QUICPay モバイル会員本人による利用とみなします。

#### 第 4 条 (準備事項)

1. QUICPay モバイル会員は、第 5 条に定める会員情報登録に先立ち、自己の責任および費用負担において、指定携帯電話およびこれに付随して必要となる各種機器の準備、指定携帯電話の利用にかかる携帯電話通信事業者との携帯電話を利用したインターネット利用サービス契約の締結、およびその他指定携帯電話を使用する方法による本決済サービスの利用に必要な準備を行うものとします。
2. QUICPay モバイル会員が、前項に定める準備を怠ったことにより本決済サービスの利用ができない場合、UCS は一切の責任を負いません。また、QUICPay モバイル会員と携帯電話通信事業者との間の携帯電話を利用したインターネット利用サービス契約が、理由のいかんを問わず終了した場合には、指定携帯電話を使用する方法による本決済サービスの利用の一部または全部が制限される場合があります。

#### 第 5 条 (会員情報登録)

1. UCS は、QUICPay モバイル会員に対し、モバイル ID およびパスワードを通知することにより、QUICPay モバイル会員の指定携帯電話内に装備された IC チップに、QUICPay モバイル会員名、QUICPayID および有効期限等（以下「モバイル会員情報」という。）を書き込みまたは読み出すためのアプリケーション（以下「本アプリケーション」という。）をダウンロードしたうえで、当該 IC チップにモバイル会員情報を格納（以下「会員情報登録」という。）する権利を許諾します。
2. QUICPay モバイル会員は、本決済サービスの利用のために使用する予定の自己の指定携帯電話から、UCS 所定の方法により本アプリケーションをダウンロードした上で、自己に通知されたモバイル ID およびパスワードを入力する等 UCS 所定の操作を行うことにより、当該携帯電話に会員情報登録を行うものとします。

#### 第 6 条 (本モバイル)

1. 前条の手順に従い会員情報登録が完了した当該携帯電話を「本モバイル」といいます。当該会員情報登録の完了により、QUICPay モバイル会員は、本モバイルを使用する方法により、本決済サービスの利用をすることが可能になります。なお、QUICPay モバイル会員に対しては、本規約に定める本カードは発行、貸与されません。
2. QUICPay モバイル会員は、自己に通知されたモバイル ID およびパスワード同様、本モバイルを、善良なる管理者の注意義務をもって使用・管理するものとします。
3. QUICPay モバイル会員は、本モバイルにつき、機種変更もしくは修理または第三者に対する譲渡、貸与、預託、担保提供等もしくは廃棄等一切の処分をする場合には、UCS 所定の方法により、その旨届け出るものとし、かつ、本モバイル内に記録されている本アプリケーションおよびモバイル会員情報を事前に削除するものとします。

4. QUICPay モバイル会員は、本モバイルを紛失し、または盗難等の被害にあった場合には、ただちに、UCS 所定の方法によりその旨届け出るものとします。
5. QUICPay モバイル会員は、本モバイル内に装備された IC チップおよび本アプリケーションにつき、偽造、変造、もしくは複製または分解もしくは解析等を行ってはなりません。
6. QUICPay モバイル会員が、前 4 項に違反したことにより、第三者が本モバイルを使用して本決済サービスを利用した場合、UCS は、当該第三者による利用を QUICPay モバイル会員本人による利用とみなします。

#### **第 7 条 (本モバイル利用可能な金額)**

本モバイルの利用可能な金額は、本規約に定める本カードの利用可能な金額に準じます。なお、原カードについて定められたカード利用可能枠から差し引かれるカード利用残高には、QUICPay モバイル会員による本モバイル利用残高も含まれます。

#### **第 8 条 (有効期限)**

1. 本モバイルの有効期限は、UCS が指定するものとし、モバイル ID およびパスワードを通知する際、併せて通知します。
2. UCS は、本モバイルの有効期限までに退会の申し出がなくかつ会員資格を喪失していない QUICPay モバイル会員のうち、UCS が審査のうえ、引き続き QUICPay モバイル会員として承認する方に対し、有効期限を更新し、新たなモバイル ID およびパスワードを発行し、通知します。
3. 前項の場合、QUICPay モバイル会員は、新たに発行、通知されたモバイル ID およびパスワードを使用して、改めて、第 5 条に準じて会員情報登録を行うものとします。

#### **第 9 条 (モバイル ID およびパスワードの再発行)**

1. UCS は、モバイル ID およびパスワードの紛失もしくは会員情報登録期間の経過による無効または、本モバイルの紛失、盗難、破損もしくは汚損等の理由により、QUICPay モバイル会員が希望し、UCS が審査のうえ適当と認めた場合、モバイル ID およびパスワードを再発行します。
2. 前項の場合、QUICPay モバイル会員は、新たに発行、通知されたモバイル ID およびパスワードを使用して、第 5 条に準じて会員情報登録を行うものとします。

#### **第 10 条 (QUICPay モバイル会員退会、QUICPay モバイル会員資格の喪失)**

1. 本特約の QUICPay モバイル会員による退会および同会員資格の喪失は、本規約の定めるところに準じます。また、本モバイル最終使用日より UCS が別途定める一定期間本決済サービスの利用がない場合についても、同様とします。
2. QUICPay モバイル会員が退会もしくは会員資格を喪失した場合、または本モバイルが無効となった場合、QUICPay モバイル会員は、UCS の指示に従い、ただちに、本モバイル内に記録されている本アプリケーションおよび本モバイル情報を削除するものとします。なお、QUICPay モバイル会員が本アプリケーションおよび本モバイル情報の削除を行わなかった

ことにより、第三者が本モバイルを使用して本決済サービスを利用した場合、UCSは、当該第三者による利用をQUICPayモバイル会員本人による利用とみなします。

#### **第11条（知的財産権等）**

本アプリケーションに関する知的財産権等は、UCSに帰属します。QUICPayモバイル会員は、本アプリケーションを、本特約で定められた用途以外に使用することはできません。

#### **第12条（免責事項）**

1. UCSは、QUICPayモバイル会員が本モバイルを使用して本決済サービスを利用したことにより、本モバイルの通話機能、インターネット通信機能もしくはその他の機能、または本モバイル内に保存された各種データ等に何らかの悪影響が及び、QUICPayモバイル会員または第三者に損害が発生した場合といえども、UCSに故意または重過失があった場合を除き、その賠償の責任を負いません。
2. UCSは、本規約または本特約に別途定める場合を除き、指定携帯電話および指定携帯電話内に装備されたICチップ等の技術的な欠陥、品質不良等の原因により、QUICPayモバイル会員が本モバイルを使用して本決済サービスを利用することができない場合といえども、一切の責任を負いません。ただし、本決済サービスが利用できない原因が、UCSの故意または重過失による本アプリケーションの技術的な欠陥、品質不良等によることが明らかである場合はこの限りではありません。

#### **第13条（適用関係）**

本特約に定めのない事項については、全て本規約および本規約が準用する会員規約を準用するものとします。その場合、「カード」は「本モバイル」と読み替えます。

#### **第14条（特約の改定）**

将来、本特約が改定され、UCSがその内容を書面その他の方法により通知した後にQUICPayモバイル会員のいずれかが本モバイルを利用した場合、UCSは、会員および全てのQUICPayモバイル会員が当該改定内容を承認したものとみなします。